

第1号様式（第5条関係）

（表）

第	号	身 分 証 明 書	
	写 真	所 属 職 名 氏 名 生年月日	年 月 日生
上記の者は、大分県特殊詐欺等被害防止条例第21条第1項の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。			
			年 月 日
			大分県知事
印			
有効期間			
年 月 日から			
年 月 日まで			

（裏）

大分県特殊詐欺等被害防止条例（抜粋）

（調査）

第21条 知事は、前条第1項又は第3項の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、同条第1項の確認の状況又は同条第3項の規定による記録の保存の状況に関し、必要な説明若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、当該状況を調査させ、若しくは当該状況に関し質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 規格は、縦5.4cm×横8.5cmとする。

第2号様式（第6条関係）

意見書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

氏名 印

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり提出します。

意見の聴取通知 の番号及び日付	第 号 年 月 日
公表の原因となる事実 その他当該事案の内容 についての意見	
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第3号様式（第6条関係）

（表）

意見の聴取通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事 印

次のとおり公表についての意見の聴取を行いますので、大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則第6条第3項の規定により通知します。

予定される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる 条例の規定	大分県特殊詐欺等被害防止条例 <input type="checkbox"/> 第23条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第23条第1項第2号
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日まで
備考	
意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

- 備考 1 口頭による意見の聴取を行う場合は、「備考」欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 該当する□の中にレ印を付けること。

意見の聴取に際しての注意事項

1 意見書には、意見の聴取の通知の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。

なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、意見書の提出は必要ありません。

2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。

3 提出期限までに意見書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、意見を述べる機会を放棄したものと取り扱います。

4 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、病気その他やむを得ない理由があるときには、知事に対し、意見の聴取日時等変更申出書（第4号様式）により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

5 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見の聴取の通知の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関して委任する行為を明示した代理人選任届出書（第6号様式）を知事に提出してください。

6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この意見の聴取通知書を持参してください。

第4号様式（第6条関係）

意見の聴取日時等変更申出書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

印

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則第6条第4項の規定により、次のとおり口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見の聴取の通知 の番号及び日付		第 号 年 月 日	
変更申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更希望	日時	第1希望 年 月 日 時 分 ----- 第2希望 年 月 日 時 分 ----- 第3希望 年 月 日 時 分
		場所	変更希望なし・大分県庁・()振興局
変更申出の理由			

- 備考 1 変更希望日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 2 変更希望の場所の欄は、丸で囲むなどして示すこと。

第5号様式（第6条関係）

意見の聴取日時等決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事 印

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則第6条第6項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

意見の聴取 通知の番付 号及び日付	第 号 年 月 日		
□変更決定	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	
□不変更決定	意見の聴取の日時及び場所を変更しない理由		

備考 該当する□の中にレ印を付けること。

第6号様式（第7条関係）

代理人選任届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

氏名 印

私は、大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則第7条第2項の規定により、次の者を代理人として選任し、意見の聴取に関する以下の行為を委任したことを届け出ます。

意見の聴取通知 の番号及び日付	第 年 月 日 号
代理人の住所 及び連絡先	住所 連絡先（電話番号） — —
代理人の氏名	
委任する行為	

備考 委任状の写しを添付すること。

第7号様式（第7条関係）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名 印

次の者は、私の代理人の資格を失ったので、大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則第7条第3項の規定により届け出ます。

意見の聴取通知 の番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	